

# 政治家の**寄附禁止**PR強化期間について

政治家が、**選挙区内**の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で**禁止**されています。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。

選挙管理委員会では、平成28年12月から平成29年1月までの2か月間を「**寄附禁止PR強化期間**」とし、そのルールの周知に向けた取組を行います。

【実施期間】平成28年12月1日(木)から  
平成29年1月31日(火)まで



〈寄附禁止PRのバナー（都公式ホームページに掲載）〉



実施内容	詳細事項
ポスター・リーフレット等の配布	・ 区市町村選挙管理委員会を通じた掲出及び配付 ポスター リーフレット Q&A
ポスターの掲示	・ 都各局及び区市町村の掲示板 ・ 町会・商店街等の掲示板 ・ 新宿駅西口地下コンコース掲示板(2箇所)
大型ビジョン等放映	・ 新宿駅西口地下広場デジタルサイネージ ・ 都庁行事案内表示(第一本庁舎1階)
テレビ・ラジオ放送	・ 都提供番組で情報提供
広報紙掲載	・ 広報東京都(12月号)に記事を掲載
ホームページ掲載	・ 東京都公式ホームページにバナーを掲載 ・ 東京都選挙管理委員会のホームページによる情報提供

問い合わせ先  
選挙管理委員会事務局 選挙課  
電話 03-5320-6913(直通)